

盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針（仮称）（案）

一 この法律に基づき行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な事項

1 盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針の位置付け

- ・ 盛土を巡る現状（静岡県熱海市における今般の災害の経緯、全国の盛土の状況）、関連する法制度の状況等を総論・導入的に記載。
- ・ 盛土対策の重要性や、盛土規制法制定の背景を記載した上で、本基本方針の位置付けを記載。

2 盛土等に伴う災害の防止の考え方について

- ・ 盛土規制法の目的・基本理念、各規定（二の基礎調査及び三の区域指定並びに不法盛土への対処に係る規定を中心に）の概要や適用の流れ等を記載。
- ・ 盛土等に伴う災害の防止における国・地方公共団体それぞれの役割及び連携の重要性を記載。

二 第4条第1項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

1 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

- ・ 調査の目的、調査の実施、結果の公表、国・地方公共団体の役割及び連携の重要性を記載。

2 第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定のための調査

（1）宅地造成等工事規制区域の指定のための調査

- ・ 調査の目的、対象となる区域の考え方、区域指定のための調査方法（市街地又は市街地となろうとする土地の区域、集落の区域等の抽出、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外等）を記載。

（2）特定盛土等規制区域の指定のための調査

- ・ 調査の目的、対象となる区域の考え方、区域指定のための調査方法（盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きい区域の抽出、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外等）を記載。

（3）造成宅地防災区域の指定のための調査

- ・ 調査の目的、対象となる区域の考え方、区域指定のための調査方法（対象となる盛土の抽出、安全性把握を行う優先順位を決める計画の作成、安全性把握調査等）を記載。

3 盛土等に伴う災害の防止のための対策に必要な調査

- ・ 調査の目的、調査対象とする盛土の考え方、対象となる盛土の調査方法（既存盛土分布調査、応急対策の必要性判断、既存盛土の安全対策の優先度調査、既存盛土の安全性調査、既存盛土の経過観察）を記載。

三 第10条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第26条第1項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第45条第1項の規定による造成宅地防災区域の指定について指針となるべき事項

1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定

- ・ 基礎調査の実施後、区域指定を行うまでの手続（関係市町村長の意見聴取、指定区域の公示、関係市町村長への通知等）を記載。

2 造成宅地防災区域の指定

- ・ 基礎調査の実施後、区域指定を行うまでの手続（関係市町村長の意見聴取、区域の公示、関係市町村長への通知等）を記載。

四 その他宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する重要事項

1 不法盛土への対応及び法執行体制・能力の強化

- ・ 地方公共団体による不法盛土への対応が適切に行われるよう、違法性の疑いのある盛土等を発見した際の対応について検討が必要。
- ・ 加えて、平素からの監視や違反行為の早期発見、関係機関での情報共有や行為者等に対する迅速な行政処分など、法の執行体制・能力を強化することが重要。
- ・ 主に下記の事項等について記載。
 - －不法盛土発見時の違法性や安全性等に関する現認方法、その後の対応のために必要な法的手続、安全対策等
 - －地方公共団体における盛土規制法所管部局、廃棄物担当部局、警察等との連絡会議、人事交流等の必要性
 - －許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有
 - －関連事業者（建設業者、土砂の搬出に係る運送業者、廃棄物処理業者等）への対応

2 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- ・ 建設工事から発生する土のうち、廃棄物が混じっていないもの（廃棄物と分別後のものも含む）は、再生資源としての利用促進が特に必要なものである。不法盛土の発生を防止し、建設発生土の適正利用等を徹底する観

点から建設発生土の発生側における取組として、搬出先の明確化等を行うことが重要。

- 主に下記の事項等について記載。
 - －元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等
 - －公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等
 - －建設発生土の更なる有効利用に向けた取組

3 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- 廃棄物が混じっている土については、建設現場等において土と廃棄物をできるだけ分別した上で、分別された廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、適切な処理を行う必要がある。廃棄物が混じった盛土の発生を防止するためには、建設現場等における遵守体制の更なる強化や、早期発見及び迅速な行政処分等を可能とするための対処体制の確立が重要。
- 主に下記の事項等について記載。
 - －マニフェスト管理等の強化
 - －関連事業者の法令遵守体制の強化
 - －廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立

4 その他

- 上記事項のほか、盛土等の土壌汚染等に係る対応や、太陽光発電等の再生可能エネルギーに係る対応等について記載。